給付事業実施規程

第1章総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条第1項第2号に定める事業(以下「給付事業」という。)の実施に関し必要な事項を定め、もって、当該事業の適正、かつ、円滑な実施を図ることを目的とする。

(支給の種類)

- 第2条 給付事業における支給の種類は、次のとおりとする。
- (1) 越年資金
- (2) 入学支度金
- (3) 進学等支援金
- (4) 緊急時見舞金

(支給の範囲及び実施)

- 第3条 給付事業の支給は、交通遺児等(自動車事故により死亡した者の遺族である児童(以下「交通遺児」という。)及び自動車事故により重度後遺障害(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)別表第1又は別表第2(第1級から第3級までに該当するものに限る。)に規定する障害をいう。以下同じ。)が残った者の子弟である児童をいう。以下同じ。)の属する家庭で、特に生計困窮度の高い状況にある家庭であって、義務教育終了前の子弟を有する家庭のうち、その生計を主として支えている者が次の各号の一に該当する家庭(以下「生計困窮交通遺児等家庭」という。)に対して行うものとする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
 - (2) 所得税法(昭和40年法律第33号)の規定により所得税を納付しないこととなる者 (所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正後の所得税法 の規定により所得税を納付することとなる者であって、当該所得税額が別表により算出 する金額を超えないものを含む。)
 - (3) 公益財団法人交通遺児等育成基金会長(以下「会長」という。)が特に前各号に掲げる者に準ずると認める者
- 2 前項の給付事業の支給は、同項の基準に適合する家庭に対し、給付事業等の予算の範囲内 において、生活の困窮の程度及び緊急性等必要性を総合的に判断して行うものとする。

(支給の申込み)

第4条 給付事業の申込みは、生計困窮交通遺児等家庭において、その生計を主として支えている者が、会長が別に定める申込書に生活困窮の状況を証する書面その他会長が必要と認める書類を添付して基金に提出して行うものとする。

(支給の決定)

第5条 給付事業の支給の決定は、会長が行うものとする。

(支給の通知)

- 第6条 給付事業の支給をすることとしたときは、支給の申込者に対し、会長が別に定める決 定通知書を送付するものとする。
- 2 給付事業の支給をしないこととしたときは、支給の申込者に対し、その旨を通知するもの とする。

(支給金の交付)

第7条 給付事業の支給金の交付は、銀行その他の金融機関を通じて行うものとする。

第2章 給 付 事 業 第1節 越 年 資 金

(支給の要件)

- 第8条 越年資金は、生計困窮交通遺児等家庭に対して、当該家庭が新年を迎えるに当たって の生活資金を必要とする場合に、支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、越年資金は、申込者が第3条第1項第1号に掲げる者に該当する家庭に対しては、支給しない。

(支給額)

第9条 越年資金の支給額は、子弟(義務教育終了前の児童をいう。以下同じ。)1人につき 3万円とする。

(支給月)

第10条 越年資金は、12月に支給する。

第2節 入学支度金

(支給の要件)

- 第11条 入学支度金は、生計困窮交通遺児等家庭に対して、当該家庭の子弟が義務教育を受けるために小学校及び中学校に入学する場合に、支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、入学支度金は、申込みに係る交通遺児が、定款第4条第1号の「交通遺児であって、所定の拠出金を払い込んだ者に対して育成給付金の支給を行う事業」 (以下「交通遺児育成基金事業」という。)の加入者である場合は、支給しない。

(支給額)

第12条 入学支度金の支給額は、入学する子弟1人につき6万円とする。

(支給月)

第13条 入学支度金は、子弟が入学する年の属する年の3月に支給する。

第3節 進学等支援金

(支給の要件)

- 第14条 進学等支援金は、生計困窮交通遺児等家庭に対して、当該家庭の子弟が義務教育を 終了し直ちに上級学校へ進学又は就職する場合に、支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、進学等支援金は、申込みに係る交通遺児が交通遺児育成基金事業の加入者である場合は、支給しない。

(支給額)

第15条 進学等支援金の支給額は、進学又は就職する子弟1人につき6万円とする。

(支給月)

第16条 進学等支援金は、原則として、子弟が義務教育を終了する日の属する年の2月に支給する。

第4節 緊急時見舞金

(支給の要件)

第17条 緊急時見舞金は、生計困窮交通遺児等家庭に対して、当該家庭の子弟又はその扶養者その他その世帯の構成員であって会長が別に定める者が死亡し、又は重度の後遺障害者となったとき及び災害等により家屋等に甚大な被害を受けた場合に支給する。

(支給額)

第18条 緊急時見舞金の支給額は、子弟又はその扶養者等が死亡したとき(重度の後遺障害者を含む。)は10万円とし、災害等により家屋等が全壊又は半壊の被害を受けたときは10万円、その他の被害者家庭には5万円とする。

(実施細目)

第19条 この規定に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則(平成23年10月24日 基金総第631号)

- 1 この規程は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 緊急時見舞金の規定は、平成23年5月1日以降に事由が生じたものから適用する。

附 則(平成24年3月6日 基金総第138号の2) この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月28日 基金総第1042号)

- 1 この規程は、平成25年5月28日から施行する。
- 2 第14条第2項の規定は、平成25年7月1日から適用する。

附 則(平成27年3月9日 基金総第1009号) この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月1日 基金総第1056号) この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月13日 基金総第1016号) この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

380, 000 円×A×B

備考

この式において、A及びBの意義は、次のとおりとする。

- A 当該所得税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数
- B 当該所得税額の算出に当たり適用された税率